

健康診断について

労働局からの調査が頻繁になされていることに関連して、事業者には義務づけられている健康診断についても指導が多くなされているようです。労働安全衛生法第66条では「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。」とされており、さらに同法第120条では、第66条の違反者に対しても罰則が規定されています。また、一定規模以上の事業場や有機溶剤や鉛など有害物質を取り扱う事業場についても健康診断の実施とともに結果報告を所轄労働基準監督署を経由して労働局へ提出する必要があります。

健康診断は、雇入れ時の際（労働安全衛生規則第43条）及びその後1年以内ごとに1回、定期的に行うこと（則44条）があります。深夜業務を始め粉じんの飛散する場所、著しく暑熱な場所、著しく寒冷な場所、強烈な騒音を発する場所、有害放射線を受ける業務、異常気圧下での業務及び病原体の汚染のおそれのある業務などは特定業務従事者として6ヵ月以内ごとに1回、定期健康診断を行わなければなりません（則45条）。また、一定の有機溶剤などの有害物を扱う業務においては、別途、特殊健康診断（法66条2項3項）を受診することが義務づけられています。

事業者は、正社員のみならずパート（アルバイト）従業員についても、週4分の3以上の時間勤務する場合は、健康診断を受けさせなければなりません。そのため、事業者の中にはコスト削減のために会社で健康診断を行わない事業者が増えてきています。或いは、会社で健康診断を行わずに、労働安全衛生法における法定の健康診断項目が含まれていない健康診断を受けさせている事業者もいるようです。

健康診断の費用や健康診断に費やされる従業員の労働時間についても、労働局によって指導される場所があります。労働安全衛生法に規定される健康診断は、全額事業者が負担するものであり、また、従業員が健康診断に費やした時間について定期健康診断は特に決まりはないものの、別途行う特殊健康診断の診断時間については労働時間として扱わなければなりません。

さらに、定期健康診断や特殊健康診断とは別に同法第66条には労働者の健康保持のために、1週間40時間を超えて労働させた場合において、その1週40時間を超えた時間が1月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者について医師の面接指導を行わなければならないこととなっています。

超えて労働させた場合において、その1週40時間を超えた時間が1月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者について医師の面接指導を行わなければならないこととなっています。

このように会社の行うべき健康診断というのは、労働安全衛生法で明確に義務づけられているものもあり、安易にコスト削減の対象として考える項目ではありませんので注意して下さい。